第381回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和3年1月20日(水) 9時45分から10時15分まで

2. 開催場所 : 五島振興局4階B会議室

長崎県五島市福江町7番1号

3. 開催通知 : 令和3年1月15日(金)

【発送年月日:令和3年1月15日(金)】

4. 公 示 日: 令和3年1月15日(金)

5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、壱岐

振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に公示を依

頼した。

6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、草野委員、大久保委員、

松尾委員、高山委員

7. 欠席委員 : 川上委員、法村委員、亀田委員

8. 臨 席 者 : 五島振興局農林水産部 水産課

狩野係長

9. 事 務 局 : 富永事務局長、神嵜次長、竹本係長、中島書記

10. 議 題:

第1号議案 県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について

第2号議案 知事許可漁業の新規許認可に係る制限措置の内容及び

申請すべき期間について(諮問)

第381回 五島海区漁業調整委員会 議事録

日 時 : 令和3年1月20日(水) 9時45分から10時15分まで

場 所 : 五島振興局 4 階 B 会議室 長崎県五島市福江町 7 番 1 号

役割分担	進行内容など
事務局	それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第381回五島海区 漁業調整委員会を開催します。 開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。
熊川会長	(挨 拶) 今回委員会では、太田委員、吉村委員、大久保委員、松尾委員、髙山委員はテレビ会議システムによりご出席されておりますが、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる状態にあることを確認しております。
事務局	ありがとうございました。
熊川会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	本日は、7名の委員が出席されています。 出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、 委員会が成立していますことをご報告します。
熊川会長	これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「松尾委員」と「大久保委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
熊川会長	ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「松尾委員」と「大久保委員」にお願いします。

熊川会長

本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、

第1号議案 県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について

第2号議案 知事許可漁業の新規許認可に係る制限措置の内容及び申請 すべき期間について(諮問)

となっています。

熊川会長

それでは、第1号議案 県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

お手元の資料2ページの左をご覧ください。県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。

(協議文朗読)

(資料説明)

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

能川会長

ただいま、第1号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質 問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員

(意見、質問等なし)

熊川会長

他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採 決に入ります。

熊川会長

第1号議案 県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について につきまして、漁業調整上の支障はない旨、回答することにご 異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

熊川会長

ご異議もないようですので、

第1号議案 県営大型魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について につきまして、漁業調整上の支障はない旨、回答することに決定します。

以上で、第1号議案を終了します。

熊川会長

それでは、第2号議案 知事許可漁業の新規許認可に係る制限措置の 内容及び申請すべき期間について(諮問) を上程します。事務局の説明 を求めます。

事務局

お手元の資料の16ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

(資料説明)

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

熊川会長

ただいま、第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いします。

髙山委員

許可する隻数や漁業者などの数はいくつか。

事務局

資料16ページ中ほどに記載しているとおり、本公示により許可する数は1である。

髙山委員

はえなわ式つぼ漁業は既存の許可があるが、それとは別か。

事務局

同じ許可である。12月に施行された漁業法の改正に伴い、昨年全ての知事許可漁業において許可枠を設定した。その際、はえなわ式つぼ漁業については許可数に1枠多い形で許可枠を設定した。今回、空いていた許可枠1枠に対して、許可を取得したいとの希望があったため、調整委員会に諮らせていただいた。

草野委員

トン数制限はないのか。

事務局

本許可においてトン数制限はない。しかし、資料16ページ右端に記載のとおり、同時に使用できるつぼの数は3,000個と制限されているため、トン数が大きいことによる漁業調整上の支障はないものと思われる。しかし、トン数が大きいことによる漁業調整上の支障が出た場合は、制限を設けることもできるので、何らかの支障が出た場合はご相談いただきたい。

熊川会長

他にご意見、ご質問等もないようですので、第2号議案について、採 決に入ります。

熊川会長

第2号議案 知事許可漁業の新規許認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

熊川会長

ご異議もないようですので、

第2号議案 知事許可漁業の新規許認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。

以上で、第2号議案を終了します。

熊川会長

これで、本委員会で予定していました議題はすべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

各委員

(意見、質問等なし)

熊川会長

他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。

事務局

次回の開催は、3月上旬に 長崎県資源管理方針に基づくするめいか、 くろまぐろ数量の変更について と 長崎県資源管理方針の変更につい て を予定しております。

熊川会長

このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

(意見、質問等なし)

熊川会長

他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員 会を終了します。

お忙しい中のご出席、ありがとうございました。